

「餓死事件」を繰り返してはならない 北九州生活保護問題全国調査報告会



今年5月末に餓死事件が起こった北九州市での生活保護問題全国調査の報告会が、11月28日札幌市内で道・札幌社保協・道生連の主催で開催されました。10月23～25日に行われた調査には道民医連、札幌社保協の代表と北星大学専任講師の木下武徳氏が参加。各団体や市民、議員等52人が報告を熱心に聞きました。

齊藤浩司札幌社保協事務局長は、北九州の生活保護をめぐる状況と全国調査の内容・様子をスライドを使って説明。

三浦誠一道生連会長は、北九州と北海道・札幌市との生活保護行政の比較、北九州で侵害されている保護申請の権利と要件、北九州における運動と札幌での餓死事件が起こったときの運動について報告。

木下氏は、餓死事件のあった北九州市門司区での調査の内容、札幌で生活保護申請に同行した際の体験なども踏まえて、国のめざしている生活保護「適正化」方針、骨太方針などによる改悪の方向、生活保護受給に5年の期限を設けるなどの全国知事会・市長会の「提案」内容、アメリカの保護制度などをスライドで説明、「生活保護の削減がもたらす問題、保護を受けられない現状、保護実施上の問題点などを明らかにし、当事者・運動団体・研究者・自治体職員等が共同を進めることが重要」と述べました。

札幌の生活保護行政と人権侵害とのたたかい

特別報告に立った細川久美子道生連副会長は、「札幌市の生活保護の現状」と題して、20年前の白石区母親餓死事件以降の札幌の保護行政の変遷、自立支援プログラムの名で就労強要や職権での保護廃止が行われていること等を実例で報告。また最近、年金担保で借金をし生活ができなくなった高齢者夫婦に、保護を開始したものの保護費を削減し、不服申請で道が訴えを認めた件で、札幌市が国へ「保護費二重取り」として独自の減額ができるように要望したことを紹介。「生活保護法に照らし、どのような経過がある人でも、保護を必要としているかどうか判断されるべきである」と強く批判しました。また、生活と健康を守る会が札幌の餓死事件以降も、生活保護受給者の権利拡大と様々な人権侵害、保護の廃止や辞退強要とたたかってきたことを紹介し、たたかってこそ道は開けると強調しました。

参加した前川一夫道議（共産）は、函館市で起きた、生活保護を拒否され自殺に至った49歳の元ホテルマンの事件に触れ、道議会でもこのことを取り上げて追求していきたいと述べました。

「生活保護年金担保問題」で質問状 —道生連が市長と「道新」へ—

年金担保で無収入になり、保護を受けた豊平区の老夫婦に、市が収入認定をし保護費を削減した件で、市の処分は不当と道は生活保護法の理念通りの決定をました。市長は記者会見でこれに批判的な見解を示し、市は国に対し自治体の裁量を認めるべきだと意見を上げました。また、北海道新聞が今回の事件を「年金と保護費の二重取り」という表現をし、問題を正確に報道せず、学者の批判的見解だけを一方的に掲載しました。この件で11/29、道生連の代表が市長室と道新本社を訪れ、公開質問状を渡しました。

「道新」側はコメントが似たものであったことを認め、年金担保問題も過去の実績をよく調べ慎重にする必要があったと述べました。

市は秘書室長が対応し、申し入れの説明を聞き、市長に伝え文書で回答を行なうと答えました。

市長あて質問状（要旨）

- ①道の裁決が保護法に照らして市処分は「違法」としたことにより市の反省がないのはなぜか
- ②今までも同様のケースに減額支給していたのか、その分の差額支給を行なうのか。
- ③市長は裁定に批判的な見解を示したが、道の裁定を認めないのか。
- ④借り手のモラルハザードを言うが、貸して側こそ問題にすべきではないか。
- ⑤年金担保の制度自体の違法性について指摘しないのか。